

会議記録（1）

会議名称	令和5年度第3回北本市地域包括支援センター運営協議会
開会及び閉会日時	令和6年1月16日（火） 午後1時30分～午後2時25分
開催場所	北本市文化センター 第4研修室
議長氏名	矢澤 聰
出席委員(者)氏名	矢澤 聰（桶川北本伊奈地区医師会） 畠山 克己（北本市民生委員・児童委員協議会） 寛 友絵（居宅介護支援事業所） 金綱 弘（北本市民） 鈴木 寛二（北本市老人クラブ連合会） 松本 壮巨（成年後見センター・リーガルサポート埼玉支部）
欠席委員(者)氏名	根岸 光雅（北足立歯科医師会） 樋口 寛雄（北本市自治会連合会） 宮崎 まゆみ（北本市民）
説明者の職氏名	健康推進部高齢介護課高齢者福祉担当 主査 石井 淳 介護担当 主事 芳崎 美緒
事務局職員職氏名	健康推進部 高齢介護課長 佐々木 由美子 高齢者福祉担当 主幹 鈴木 友恵 主査 石井 淳 主任 山口 直良 介護担当 主幹 山本 理花 主事 芳崎 美緒
会議次第	1 開 会 2 議 題 （1）令和6年度北本市地域包括支援センター運営方針（案） 3 報 告 （1）地域密着型サービス事業者の指定について （2）介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務の一部委託について （3）その他 4 閉 会
配布資料	資料1 令和6年度北本市地域包括支援センター運営方針（案） 資料2 介護保険法第78条の2に基づく地域密着型サービス事業者の指定について 資料3 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務の一部委託について

## 会議記録（２）

発言者	発言内容・決定事項
事務局	<p>1 開会</p> <p>本日はお忙しいところ、御出席いただきまして、ありがとうございます。定刻の1時30分になりましたので、会議を始めさせていただきます。</p> <p>現在、委員6名のご出席をいただいております。</p> <p>北本市地域包括支援センター運営協議会設置要綱第6条第2項に定足数として規定する過半数を満たしておりますので、会議が成立することをご報告いたします。</p> <p>それでは、ただいまより令和5年度第3回北本市地域包括支援センター運営協議会を開会させていただきます。なお、議長につきましては、地域包括支援センター運営協議会設置要綱第6条第1項の規定により、会長をお願いいたします。</p> <p>なお、皆様御多忙であることから会議時間につきましては1時間程度、午後2時半までの終了を目途に会議の進行につきまして委員の皆様の御協力をお願いいたします。</p>
会長	<p>それでは、議事を進行させていただきますが、事務局から議事に先立って確認すべき事項などはございますか。</p>
事務局	<p>北本市では、「北本市附属機関等の会議の公開に関する規則」により附属機関等の会議の公開、会議資料の閲覧については、会議に諮って決定することとしております。本会議は「北本市執行機関の附属機関の設置に関する条例」で定める会議に該当しておりませんが、同規則に準じて、この会議の公開及び資料の閲覧について皆様にお諮りし、決定したいと考えています。</p>
会長	<p>事務局からの提案について、委員の皆様にお諮りいたします。会議の公開と資料の閲覧について御意見いかがでしょうか。</p>
各委員	<p>－ 異議なし －</p>
会長	<p>御意見がなければ、会議の公開と資料の閲覧を認めることとします。事務局は傍聴希望者への案内と、議題の説明をお願いいたします。</p>

## 会議記録（２）

発言者	発言内容・決定事項
事務局	<p>2 議題</p> <p>今回は傍聴希望者はおりませんので、議題（１）「令和６年度北本市地域包括支援センター運営方針（案）」について説明をさせていただきます。</p>
事務局	— 事務局より資料１に基づき説明 —
会長	それでは委員の皆様より御質問、御意見をお願いします。
金網委員	P. 5の「4 地域との連携」において「つなげます」を「努めます」に、「5 権利擁護に係る支援」において「を行います」を「に努めます」にそれぞれ修正されているが、これは努力義務になったということですか。
会長	確かに「つなげる」から「努めます」ニュアンスが変わってくるかと思えます。サービスの質としては努力義務の方が一段下がる印象ですが、ここに関して皆様の御意見はございますか。
事務局	運営方針の中では「努めます」という表現を使用している部分が多いです。全体として同じ表現を使用した方が、統一感があると思ひ、修正を提案させていただきました。
副会長	語意の問題もありますが、現実の問題として、地域包括支援センターが、限られた職員で、何百人もの対象者に100%の対応ができるとは考えづらいです。努力する姿勢を持つという意味で、私は「努めます」の方がふさわしいのではないかと思います。
会長	「5 権利擁護に係る支援」についての文言変更については、いかがでしょうか。回避のための対応を行うという意味では、「行います」でもよいのではないかと思います。
副会長	そうですね。法的な根拠に基づいてということは、やらなければならないということですから、そのような意味では「行います」でもよいかと思います。

## 会議記録（２）

発言者	発言内容・決定事項
会長	では、「４ 地域との連携」を「努めます」に修正し、「５ 権利擁護に係る支援」については、「を行います」のままとし修正しないということで、委員の皆様よろしいですか。
各委員	— 異議なし —
会長	特に御質問等はないようですので、続けて報告について、事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは、報告（１）地域密着型サービス事業者の指定について説明をさせていただきます。
事務局	— 事務局より資料２に基づき説明 —
会長	では、皆様より御質問、御意見ををお願いします。
金網委員	<p>P. 5 「１. 人員に関する基準」の職種において、定期巡回サービスを行う訪問介護員等の部分で、常勤兼務３名、非常勤兼務３名とありますが、３６５日２４時間体制の事業所であるかと思えます。２０１９年に厚生労働省により勤務間インターバル制度導入が努力義務化されましたが、この事業者については、勤務間インターバルがきちんと確保されているのでしょうか。加えて、職員は、体調不良や事故等で突発的に休まなければならない時もあるかと思えますが、この人員体制で問題ないのでしょうか。</p> <p>また、もう１点気になることとして、一度認定された事業者は、その後、体制の確認を行わないのでしょうか。数年後に再度チェックする体制があるのでしょうか。</p>
事務局	<p>勤務間インターバルについては、勤務体制一覧表で１ヶ月分の勤務体制を確認しているため、これをもって適正な勤務体制であるかについて確認しています。</p> <p>また、一度認定された事業者についての取り扱いについてですが、６年に一度は、運営基準に沿っているかを書面提出により確認することになっています。</p> <p>また、資格要件がある職員が変更となる場合には、変更届</p>

## 会議記録（２）

発言者	発言内容・決定事項
金網委員	と一緒に勤務体制一覧表を提出してもらっているため、こちらでも確認を行っています。  ありがとうございます。
会長	地域密着型サービス事業者の指定について、新規については報告が上がってきますが、全体的なサービスの提供量というか事業者の数がわかるようになると、市における介護サービスの提供状況がわかり、利用しやすくなると思います。
事務局	新規の事業者から申請が上がってきた時点で、現状の事業者総数がわかるようになればよいということですか。
会長	現状いくつの事業者があり、今年はいくつの事業者が認定され、廃業したという情報があれば、参考になるかと思われます。
事務局	次回よりそのように示させていただきたいと思います。
会長	参考資料として追加していただければと思います。ちなみに地域密着型サービス事業者は、現在市内にどれくらいあるのですか。
事務局	現状で、15事業者あります。
会長	増加傾向ですか。
事務局	ここ数年、ほぼ横這い状況です。
会長	制度が始まった5年前頃よりは増えていますよね。ありがとうございます。他に皆様から御意見、御質問はございますか。
副会長	地域密着型サービスについては、少なくとも半年から1年に一度くらいの間隔で、実態を確認する会議等はないのですか。

## 会議記録（２）

発言者	発言内容・決定事項
事務局	介護・医療連携推進会議というものを開催しています。事業者のサービス種別ごとに開催頻度は異なりますが、少ないところでも半年に１回、多くて２カ月に１回開催しています。
副会長	それは、この資料のどこかに記載されていますか。
事務局	P. 9の「地域との連携」に記載されています。構成員の一覧を提出してもらい、そちらで確認を行っています。
副会長	地域の有識者、自治会長や民生委員等により運営が適正に行われているかについて確認は行われていますか。
事務局	介護・医療連携推進会議には、市職員も構成メンバーに入っているため、運営状況についても確認しています。
副会長	では、大丈夫ですね。市の職員が確実に確認をしているというのであれば問題ないと思います。
会長	よろしいでしょうか。それでは、次の報告について、事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>それでは、報告（２）介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務の一部委託について説明をさせていただきます。</p> <p style="text-align: center;">— 事務局より資料３に基づき説明 —</p>
会長	では、皆様より御質問、御意見ををお願いします。
副会長	意見はないですが、P. 2の「３.委託料」はどのように理解したらよいか教えてください。
事務局	委託料は、予防支援の単位数に地域単価を乗じて算出します。市町村で委託料の基準金額が決められていて、北本市では全体の94.5%居宅介護支援事業所の委託料となり、残りが地域包括支援センターの委託料となっています。

## 会議記録（２）

発言者	発言内容・決定事項
副会長	委託料の割合按分がここに書かれているということですね。理解しました。
会長	よろしいでしょうか。それでは、次の報告について、事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは、報告（３）その他について、何点か説明をさせていただきます。
	— 事務局より説明 —
会長	では、皆様より御質問、御意見ををお願いします。
副会長	一つ聞きたいのですが、次年度の各地域包括支援センターの委託料は、今年度と同額で交付することになりますか。
事務局	これから議会で議論されるので、未定ですが、現時点では、４か所の地域包括支援センターが同額の委託料とはならない見込みです。 包括ごとに事情が異なりますので、その点を考慮した上での金額としたいと考えております。
副会長	圏域により高齢者数が違いますし、きたもと寿苑職員では、それに伴い職員が増員されていると聞いています。
事務局	各地域包括支援センターで様々な問題が生じているようですが、その中でも人材の確保等が難しいことは、４か所の地域包括支援センター共通の問題となっています。
副会長	大事なことをやっていただいているわけですから、必要なものはあるかと思えます。また、削れるところはしっかり削っていくことが必要だと思えます。４か所の地域包括支援センターを同一金額にするのではなく、きちんと次年度は予算化してほしいです。
副会長	もう一つよろしいですか。現在、地域包括支援センターで開催している認知症の方を対象としたオレンジカフェにおい

## 会議記録（２）

発言者	発言内容・決定事項
事務局	<p>て、カフェの運営を応援するメンバーを組織化し、新たな取り組みを行うらしいという噂を耳にしたのですが、事実であれば、具体的に教えてください。</p> <p>現在、市内1か所のみで開催しているオレンジカフェを次年度から各地域包括支援センターの圏域で1か所ずつ計4か所増設する予定です。応援メンバーについては、オレンジサポーターという立場で、認知症サポーター養成講座や認知症サポーターフォローアップ講座を受講された方を中心に、給仕や傾聴等のお手伝いをしていただく予定です。</p> <p>今後、様々な取り組みにより認知症の方の見守りネットワークを展開していく必要があると思いますが、いきなり大幅に拡大していくことはハードルが高いため、まずは、オレンジカフェ開催会場を各圏域に広げることから始めていきたいと考えています。</p>
副会長	<p>すごく良い取り組みだと思いますが、参加するためには、何か資格が必要ですか。</p>
事務局	<p>オレンジサポーターには、認知症サポーター養成講座を受けていただき、さらに認知症サポーターフォローアップ講座を受講いただいた方が多いですが、養成講座を受講していなくても参加することは可能です。</p>
副会長	<p>具体的にどのような方たちですか。</p>
事務局	<p>これまで認知症の介護に関わってきた家族や、専門職として元々介護に関わっている方等がいらっしゃいます。</p>
副会長	<p>民生委員は認知症の専門家ではないですが、活動のバックアップはできると思います。民生委員がフォローする体制を組めば、オレンジカフェの運営も円滑に進むのではないのでしょうか。</p> <p>関わり方や関わる段階についてはおまかせしますが、民生委員には守秘義務があるので、個人情報情報を漏らすこともありませんし、力になれるかと思います。</p>

## 会議記録（２）

発言者	発言内容・決定事項
事務局	<p>現役の民生委員さんからそのような御提案をいただけることは、大変喜ばしく思います。 担当の共生福祉課とも相談してみたいと思います。</p>
副会長	<p>無理とは言いませんが、そちらで考えている計画の中で、何か関わることがあればよいかと思えます。</p>
会長	<p>他には、ございますか。</p>
	<p>— 質問・意見なし —</p>
会長	<p>特に質問等はないようですので、以上で議事を終了いたします。委員の皆様のご協力、ありがとうございました。</p>